

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年7月19日開催 日本証券業協会]

## 1. 2022 事務年度の方針

- 2022 事務年度の金融行政の方向性については、例年どおり8月中を目途に金融行政方針という形で公表できるようにしたいと考えているが、成長と分配の好循環をコンセプトとした「新しい資本主義」を実現するため、関連する施策に取り組んでいく。各証券会社におかれては、市場における金融仲介機能を最大限発揮し、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の資産形成に貢献いただくことを期待している。

## 2. 「資産所得倍増プラン」策定に向けて

- 6月に閣議決定された「新しい資本主義実現のためのグランドデザイン」では、貯蓄から投資への流れを更に加速するため、2022年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定することが盛り込まれた。
- 金融庁としては、どのような施策を講じていくべきか幅広い観点から検討しているが、協会においても、現在、具体的施策に関する提言を検討されていると承知しており、引き続き、関係者ともよく意見交換を行っていきたいと考えている。

## 3. 顧客本位の業務運営

- 貯蓄から投資への流れを実現していくためには、制度的な対応だけでなく、証券会社をはじめとする金融事業者が、顧客からの信頼を確保することが不可欠であると考えている。さらに証券会社自身の持続可能性の観点からも、経営の強いリーダーシップにより、顧客本位の業務運営をより深化させていくことが重要と考えている。

- 特に仕組債については、これまでもこの意見交換会の場等を通じて、金融庁としての問題意識を伝えてきた。

足元では、複雑な仕組債は安定的な投資商品ではないとの認識に立ち、販売対象となる顧客を従来以上に限定する動き、あるいはそもそも、仕組債をはじめ中長期の資産形成にそぐわない商品については取り扱わないとの方針を従来から社内外に明確化している証券会社もあると聞いている。

- 引き続き、経営レベルで経営理念も踏まえて、「顧客本位の業務運営とは何か」「顧客にとって最適な資産形成のサポートとは何か」について繰り返し議論いただくことが重要と考えており、金融庁としても、関係者の取組みについて引き続き対話を行っていきたいと考えている。

#### 4. サステナブルファイナンスの推進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みも政府としての重要な課題であり、協会にも参加いただき、サステナブルファイナンスの推進に向けた議論を進めている。

金融庁としては、世界のESG資金を日本に呼び込み、脱炭素に限らず、社会課題の解決に向けたソーシャルボンドも含めたサステナブルファイナンスの分野において、日本を世界に開かれた金融資本市場の拠点、いわゆる「グリーン国際金融センター」にしていきたいと考えている。この流れを更に進めていくため、引き続き協力をお願いしたい。

#### 5. 金融教育

- 家計の資産形成を促進するため、金融庁としては、国民の金融リテラシーの向上に力を入れている。2022年4月からは、成年年齢の18歳への引き下げとともに、高校の家庭科の授業において「資産形成」についての内容も触れられることとなっている。協会においては、2021年末に金融教育等における全国銀行協会との連携を表明するなど取組みを進めていると承知。より一層の取組みを期待している。

## 6. 人的投資

- 「新しい資本主義」の実現に向けては、人的投資も重要だと考えている。人件費を単にコストと捉えるのではなく、人的投資と捉えた上で、人的投資が持続的な価値創造の基盤となることを認識することが重要だと考えている。証券会社においても、顧客本位の業務運営を含め、金融仲介機能を適切に発揮していく上でも、人的資本は基盤となるものであると考えている。各証券会社とは証券会社における賃上げを含めた人的投資や人材育成の取組みについても対話を進めていきたい。

## 7. 令和4年7月14日から的大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和4年7月14日から的大雨にかかる災害等により被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、宮城県に災害救助法の適用がなされ、これを受け東北財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に7月19日に発出した。
- 要請地域で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。
- また、7月18日から的大雨により、九州地方を中心に被害が生じていることも踏まえ、被災地で営業している金融機関においては、地域の実情に応じた支援対応をお願いしたい。

## 8. 2022 事務年度の証券モニタリングについて

- 各証券会社は、市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、市場の公正性の確保に積極的に貢献するとともに、金融仲介機能を十分に発揮し、家計の安定的な資産形成や成長性のある企業の資金調達を支えるといった重要な役割を担っていると認識している。

- こうした機能を発揮するため、経営陣の強いリーダーシップの下で、自社のビジネス規模や特性等も踏まえつつ、コンプライアンス態勢の構築やガバナンスの発揮に取り組むとともに、顧客本位の業務運営の取組みを深化させ、顧客の真のニーズを捉えるよう不断に取り組んでいただくことが重要だと考えている。
- こうした中、2022 事務年度においても、基本的なモニタリングの方針に変わりはなく、こうした課題への取組状況等について、各社を取り巻くビジネス環境の変化も踏まえつつ、引き続き深度ある対話を行っていききたい。
- 具体的な論点をいくつか挙げると、
  - ・ 顧客本位の業務運営については、リスク性商品の販売において、顧客が真にリスクを理解しているか、顧客の最善の利益にかなう提案を行っているかといった観点から、引き続きモニタリングを行っていききたい。

特に複雑な仕組債については、その商品性やリスクの程度、更には、早期償還などによる継続的な販売といった勧誘の実態に照らして、各社の経営理念や営業戦略と整合的であるかといった点も含めて、しっかりと対話を続けていききたい。

また、最近では、IFA 等への業務委託を通じて、仕組債を含む複雑なリスク性商品を販売するケースも増えていると認識しており、委託先の事業者における業務運営態勢を適切に管理できているかについても留意してモニタリングを行っていききたい。
  - ・ コンプライアンス態勢の構築等については、個別事案にとどまらず、実効性をもって機能する体制やカルチャーが構築されているかなどについて、引き続きモニタリングを行うほか、銀証 FW 規制の見直しも踏まえ、弊害防止措置の遵守状況、及び顧客等に関する情報一般について Need to know 原則を十分に踏まえた情報管理を徹底しているか等の観点からモニタリングを行う。
  - ・ システムリスク管理態勢の整備については、過去に見られた事案の内容も踏まえた不正アクセス事案への対策状況、外部委託等を含む業務プロセス全体の実効的な管理、業務の強靱性の確保等も含めたシステムリスク管理態勢の整備・運営状況について引き続きモニタリングを行い、必要な対

応を求めていく。

- ・ このほか、6月22日に改正した監督指針に基づき、
  - ① 金商業者の買収等に伴い役員等の構成、経営方針等に重要な変更が生じる業者が見られる場合は、事業内容や事業執行体制の適切性を登録審査と同様の深度で検証するとともに、
  - ② 長期間休止している業者や登録後に長期間業務を開始しない業者に対し、その理由の正当性を把握・検証する中で問題が認められた場合には、所要の監督上の対応を行っていく。

○ こうした業態横断的な点に加え、グローバルな業務展開をしている証券会社について、それを支えるガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況や危機時の対応策等について、2022年4月に取りまとめたレターの内容も踏まえつつ、海外当局とも連携してモニタリングを行うなど、各社の業務の特性に応じ、引き続き深度ある対話を行っていく。

## 9. 金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しについて

- 2021事務年度においても、「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」を開催し、金融業界における見直しの進捗状況や取組事例、引き続きの課題等についてフォローアップを行い、今般（6月24日）、その結果概要を公表した。
- 業界慣行による書面・押印・対面手続きの見直しについては、法令等の規制に基づく手続とは異なり、業界全体での積極的な対応や各金融機関の創意工夫等を通じた継続的な取組みが不可欠である。
- 協会においては、こうした認識の下、具体的な期間を設けて、業界慣行における書面・押印・対面手続きの見直しに向けて取り組むべき事項を策定し、その具体的な進捗状況を定期的に確認すること等を通じて、その着実な進展を図ることが期待される。
- 具体的な取組事項の検討に際しては、
  - ・ オンライン手続の利用状況の把握・分析を踏まえた利用率向上の検討

- ・ 各社における課題や取組事例の実質的な共有
- ・ オンライン手続における公的個人認証サービスの活用を含めた各種手続の更なる電子化の促進

といった、結果概要で示された今後の主なフォローアップのポイントを参照いただきたい。

#### 10. 7月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 7月 15 日から 16 日にかけて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、世界経済や金融セクターに関する論点等が議論された。今後、10 月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11 月に首脳会議が開催される予定。
- 今回の会合後には、議長国インドネシアから、会議における各国の意見や広く支持を得た内容をまとめた「G20 議長サマリー」が公表された。主なポイントは以下のとおり。
  - ・ サステナブルファイナンスについては、傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）を中心に議論が進展していることが歓迎された。SFWG では、トランジションファイナンスに関するハイレベル枠組みや、金融機関のネットゼロに向けたコミットメントの信頼性向上に関する作業が続けられており、10 月の大臣総裁会議に報告される予定。
  - ・ 金融規制やシステムに関する論点については、暗号資産に対する強固な規制・監督に向けた金融安定理事会（FSB）の進行中の作業が歓迎された。作業の結果は、10 月の G20 大臣総裁会議に報告される予定。また、FATF（金融活動作業部会）の暗号資産に関する基準、特にトラベルルールを効果的に実施することが支持されている。

#### 11. IOSCO における最近の取組みについて

《ノンバンク金融仲介（NBF I）》

- FSB 及び IOSCO では、引き続きノンバンク金融仲介（NBF I）に関する作業が優先課題として進められている。

- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、国際的な議論を踏まえた対応について関係者と議論を進めてきた。今後、本邦 MRF 等に係る措置の具体化にあたり、引き続き、関係者の協力をお願いする。
- また、MMF 以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のオープンエンド型ファンド（OEF）の流動性リスク管理を分析するプロジェクトについては、2022 年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議に寄せられたコメントをもとに、2022 年 9 月末をメドに最終報告書を取りまとめる予定。
- FSB は、これらの作業を踏まえて、NBF1 へのシステミックな対応について検討を行った上、G20 に主要な成果と今後の方針を報告する予定。

#### 《サステナブルファイナンス》

- サステナブルファイナンス・タスクフォースでは、2022 年 3 月の IOSCO 代表理事会で承認された新たなワークプランに基づき、3つの作業部会（企業のサステナビリティ開示、業界及び監督上のグッドプラクティスの推進、炭素市場）が設置されている。このうち、第1作業部会（企業のサステナビリティ開示）の下には、ISSB 基準のエンドースメントに関する作業グループと保証に関する作業グループが設置されており、金融庁の園田国際会計調整室長が保証に関する作業グループの共同リーダーを務めている。
- 今後、サステナビリティに関する国際的な議論が益々活発になることが予想されるため、引き続き関係者と緊密に意見交換・情報交換を行いたい。

#### 《フィンテック》

- IOSCO では、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、2022 年 3 月にフィンテックタスクフォースを設立し、6月の代表理事会で今後の作業計画が承認された。フィンテックは幅広い分野であるが 2022 年と 2023 年は、そのうち暗号

資産やステーブルコイン、DeFi に焦点を当て、投資家保護や市場の公正性の観点から課題とそれらへの対処について検討していく。

## 12. FATF における動向について

- 2022 年 6 月、金融庁の羽渕国際政策管理官が、FATF 基準改訂等を担当する部会の共同議長に指名されたことを紹介する。共同議長職への就任は、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を我が国のマネロン等対策の向上に繋げるという観点から重要な進展である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

## 13. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)」

### 改訂について

- 「マネロンガイドラインに関するよくある質問 (FAQ)」については、金融機関からいろいろな意見・質問が寄せられており、特に質問の多かった部分の考え方を明確に示すべく、FAQ の改訂案を、5 月に各協会に送付し、意見やコメントを募集した。
- 改定案に関して、協会からも多数の貴重な意見等をいただいた。
- 現在、いただいた意見等について精査を行っており、後日回答予定。また、いただいた意見等も踏まえ再度検討した改訂版 FAQ を近日中に公表する予定。

## 14. 「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」

### 公表について

- 6 月 30 日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、

- ・一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
- ・多くの販売会社においては販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
- ・仕組債についての商品性、販売体制の問題点を指摘した上で、取扱いを継続する場合、そうした問題点について経営レベルでの議論が必要

といった点を指摘している。

○ 今後のモニタリングの主要な観点としては、

- ・経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
- ・取組方針が営業現場に定着し成果が出ているか

といった点を考えている。

○ 引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

#### 15. 「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書」の公表に

ついて

- 脱炭素や「新しい資本主義」の実現などが大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっており、金融庁としても重要テーマとして施策を進めてきたところ。
- 7月13日に、サステナブルファイナンスの推進に係る過去1年の施策の進捗、更なる課題と対応の方向性を取りまとめた「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議」の「第二次報告書」を公表した。
- 第二次報告書には、
  - ・ 「企業開示の充実」として、6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで、有価証券報告書にサステナビリティ開示の欄を設け

る旨の提言を取りまとめており、今後、速やかに関係府令等の整備を進めていくべきこと

- ・ 「市場機能の発揮」として、例えば、企業の ESG の取組みを評価する ESG 評価機関について、評価の公平性等を確保するための「ESG 評価機関の行動規範」の案を 7 月 12 日に公表しており、評価機関に賛同を求め実施を促していくべきこと
- ・ 「金融機関の投融資先支援とリスク管理」について、7 月 12 日に、金融機関向けの気候変動対応の「ガイダンス」を策定・公表しており、今後、金融機関等によるリスク管理の取組みの深化や顧客事業者との対話が重要となること

といった内容を盛り込んでいる。

○ 証券会社は、有価証券の引受・販売を通じて発行体・投資家の双方と関わる立場であり、それぞれの企業や投資商品等が脱炭素を含む環境・社会の課題解決等にどの程度関わるか、よく見ていただきながら、顧客や市場関係者に適切に情報等を伝えて頂くことが健全な市場機能発揮の観点からも重要と考えている。

○ 協会としても、

- ・ 2050 年カーボンニュートラルに向けた産業ごとの「ロードマップ」について、証券会社、機関投資家、発行体等向けに 4 月以降 4 回にわたり説明会を行う
- ・ 2022 年 7 月より外務員資格試験の出題範囲にサステナブルファイナンスに関する内容を追加する
- ・ 今月立ち上げる JPX の「情報プラットフォーム」について、プラットフォームに掲げる債券情報の提供を行う

など種々の取組みを進めていると承知。引き続き、専門人材や市場の拡大に向けて、尽力いただきたい。

(以上)